

# 適合証明業務手数料規程

九州住宅保証株式会社

## 適合証明業務手数料規程

### (目的)

**第1条** この規程は、別に定める「九州住宅保証株式会社適合証明業務規程」(以下「業務規程」という)に基づき、九州住宅保証株式会社(以下「九州住宅保証」という)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

### (手数料の区分)

**第2条** 業務規程第4章に規定する手数料の額は、新築住宅(一戸建て等)、新築住宅(共同建て)、賃貸住宅、中古住宅の区分により別に定める。

### (新築住宅(一戸建て等)における手数料)

**第3条** 新築住宅(一戸建て等)の手数料の額は、別表第1に定める「(1)基本手数料」に「(2)割引手数料」及び「(3)加算手数料」を合算し、算定する。

### (新築住宅(共同建て)における手数料)

**第4条** 新築住宅(共同建て)の手数料の額は、別表第2に定める「(1)基本手数料」に「(2)割引手数料」及び「(3)加算手数料」を合算し、算定する。

### (賃貸住宅における手数料)

**第5条** 賃貸住宅の手数料の額は別表第3に定める「(1)基本手数料」に「(2)割引手数料」及び「(3)加算手数料」を合算し、算定する。

### (中古住宅(一戸建て等・マンション)における手数料)

**第6条** 中古住宅(一戸建て等・マンション)の手数料の額は、別表第4に定める「(1)基本手数料」に「(2)割引手数料」及び「(3)加算手数料」を合算し、算定する。

### (出張費)

**第7条** 現場検査(現地調査)のために検査員等職員が出張する場合は、第3条から第6条に定める中間・竣工現場検査手数料又は申請手数料に、別表第5に定める出張費を加算する。

### (再検査の手数料)

**第8条** 現場検査(現地調査)後に再度現地で検査(調査)を行う場合の手数料の額は、別表第6に定める。

2 現場検査(現地調査)のために検査員等職員が出張する場合は、第7条に定める出張費を加算する。

### **(手数料の増減額)**

**第9条** 九州住宅保証は、第3条から第7条に定める手数料の額を、種々の状況を勘案して増減額することができる。

### **(適合証明書等の再交付手数料)**

**第10条** 九州住宅保証が交付した適合証明書等の再交付手数料の額は、5,500円（消費税込み）とする。

### **(規程の改定)**

**第11条** この規程は、九州住宅保証の判断により事前の予告なく改定することができる。

### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### (施行期日)

1. 適合証明業務手数料規程は、平成16年3月1日から施行する。

(平成21年2月1日改定)

1. 中古住宅における同一棟内の他住戸の適合証明書を活用することで現地調査等を省略できる場合等により一部改定

(平成25年4月1日改定)

1. 手数料一覧表（別表1～4）改定

2. 第2条、3条、4条、5条、6条改定

(平成26年4月1日改定)

1. 消費税率改定により手数料一覧表（別表1～3）改定

2. 第6条 第8条 消費税別表記に改定

(平成27年7月1日改定)

1. 省エネルギー性基準改正により手数料一覧表（別表1～3）改定

(平成29年3月1日改定)

1. 省エネルギー性基準改正により手数料一覧表（別表1～3）改定

(平成30年6月1日改定)

1. B E L S評価書活用により手数料一覧表（別表1）改定

(平成31年4月1日改定)

1. 次世代住宅ポイント対象住宅証明書活用により手数料一覧表（別表1）改定

(令和元年10月1日改定)

1. 消費税率改定により手数料一覧表（別表1～3）改定

(令和5年4月1日改定)

1. フラット35技術基準（断熱構造等）の見直し等により改定

(別表第1) 新築住宅(一戸建て等)における手数料

(消費税込み・単位:円)

適合証明の区分		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計
(1) 基本手数料	通常申請(機構承認住宅(設計登録タイプ)、設計検査・中間現場検査を省略した場合を含む)				
	単独申請	15,400	15,400	15,400	46,200
	建築基準法の確認検査同時申請(中間単独検査・竣工同時検査) ※1	15,400	15,400	11,000	41,800
	建築基準法の確認検査同時申請(中間同時検査・竣工同時検査) ※1	15,400	9,900	11,000	36,300
	竣工済特例				
	単独申請	15,400	—	30,800	46,200
	建築基準法の確認検査同時申請 ※1	15,400	—	26,400	41,800
性能評価特例 ※2					
		—	—	11,000	11,000
(2) 割引手数料	自社申請割引(各種証明書等(*)活用 ※3)				
	単独申請	-6,600	—	—	—
	建築基準法の確認検査同時申請 ※1	-11,000	—	—	—
(3) 加算手数料	フラット35技術基準加算(断熱構造等)				
	旧基準(断熱等級2相当以上)		—		
	新基準(断熱等級4以上+一次エネ等級4以上、建築物エネルギー消費性能基準)				
	各種証明書等(*)活用 ※4		—	—	6,600
	仕様基準		5,500		
	モデル住宅法		16,500		
	標準計算法		33,000		
	フラット35S基準加算				
	フラット35Sなし		—		
	フラット35Sあり(フラット35維持保全型含む)				
	各種証明書等(*)活用 ※4		—	下記プランによる	
	耐久性・可変性(Aプラン) / 維持保全型 省エネルギー性(Aプラン(認定低炭素住宅/性能向上計画認定住宅))		—		
	耐久性・可変性(Bプラン)		5,500	—	—
	バリアフリー性(A/Bプラン)		5,500	—	5,500
耐震性(A/Bプラン)		165,000	11,000	—	
省エネルギー性(A(上記以外)/Bプラン) / ZEH(下記以外)		※5			
ZEH Oriented ※6		44,000			
フラット35S基準追加 ※7		—	—	5,500	

※1 九州住宅保証に建築基準法に基づく確認検査を申請し、確認申請と設計検査を同時に審査できる場合、中間検査と中間現場検査又は完了検査と竣工現場検査を同時に実施できる場合(同時に実施できない場合は「単独申請」となる)

※2 九州住宅保証から交付された設計・建設住宅性能評価書を活用して、一定の等級(フラット35技術基準・フラット35S基準)を満たす場合(設計検査・中間現場検査省略、(3)加算手数料なし)

※3 設計検査を申請する場合で、九州住宅保証から交付された各種証明書等(\*)を活用してフラット35技術基準(断熱構造等)又はフラット35S基準を確認できる場合

※4 機構承認住宅(設計登録タイプ)又は各種証明書等(\*)を活用して、フラット35技術基準(断熱構造等)又はフラット35S基準を確認できる場合

※5 フラット35技術基準(断熱構造等)において、新基準が適用され、同一方法により確認できる場合は加算なし。異なる方法による場合は、設計検査のみ新基準を準用し加算する。なお、旧基準の場合は、新基準を準用し、竣工現場検査ともに加算する。

※6 ZEH基準の審査を行う場合に限る

※7 フラット35Sの基準項目のうち複数(同一基準項目内で複数のプランを含む)を申請する場合

\*各種証明書等:設計・建設住宅性能評価書、BELS評価書、認定低炭素住宅等であることを証する書類、性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類、長期優良住宅であることを証する書類、次世代住宅ポイント対象証明書

(別表第2) 新築住宅(共同建て)における手数料

(消費税込み・単位:円)

適合証明の区分	設計検査	竣工現場検査(単位:戸)					
		1~5	6~50	51~100	101~200	201~	
(1)基本手数料	単独申請(機構承認住宅(設計登録タイプ)含む)						
	一般申請	154,000	121,000	154,000	242,000	319,000	363,000
	マンション登録一括申請		110,000		143,000	165,000	198,000
	建築基準法の確認検査同時申請 ※1						
	一般申請	110,000	55,000	77,000	121,000	176,000	209,000
	マンション登録一括申請		44,000		66,000	88,000	121,000
	性能評価特例 ※2						
	一般申請	—	11,000	55,000	88,000	110,000	143,000
	マンション登録一括申請		44,000		55,000	66,000	88,000
(2)割引手数料	自社申請割引(各種証明書等(*)活用 ※3)		-66,000		—		
(3)加算手数料	フラット35技術基準加算(断熱構造等)						
	旧基準(断熱等級2相当以上)		—				
	新基準(断熱等級4以上+一次エネ等級4以上、建築物エネルギー消費性能基準)						
	各種証明書等(*)活用 ※4		—		66,000		
	仕様基準		550/戸				
	フロア入力法		1,650/戸				
	標準計算法		33,000+3,300/戸				
	フラット35S基準加算						
	フラット35Sなし		—				
	フラット35Sあり(フラット35維持保全型含む)						
	各種証明書等(*)活用 ※4		—		下記プランによる		
	耐久性・可変性(Aプラン)/維持保全型 省エネルギー性(Aプラン(認定低炭素住宅/性能向上計画認定住宅))		—				
	耐久性・可変性(Bプラン)		55,000		55,000		
	バリアフリー性(A/Bプラン)		55,000		55,000		
	耐震性(A/Bプラン)		165,000		55,000		
省エネルギー性(A(上記以外)/Bプラン)/ZEH(下記以外)		※5					
ZEH-M Oriented ※6		220,000					
フラット35S基準追加 ※7		—		55,000			

※1 九州住宅保証に建築基準法に基づく確認検査を申請し、確認申請と設計検査を同時に審査できる場合、完了検査と竣工現場検査を同時に実施できる場合(同時審査又は同時検査が実施できない場合は「単独申請」となる)  
 ※2 九州住宅保証から交付された設計・建設住宅性能評価書を活用して、一定の等級(フラット35技術基準・フラット35S基準)を満たす場合(設計検査省略、竣工現場検査は原則性能評価と同時検査、(3)加算手数料なし)  
 ※3 設計検査を申請する場合で、九州住宅保証から交付された各種証明書等(\*)を活用してフラット35技術基準(断熱構造等)又はフラット35S基準を確認できる場合  
 ※4 機構承認住宅(設計登録タイプ)又は各種証明書等(\*)を活用して、フラット35技術基準(断熱構造等)又はフラット35S基準を確認できる場合  
 ※5 フラット35技術基準(断熱構造等)において、新基準が適用され、同一方法により確認できる場合は加算なし。異なる方法による場合は、設計検査のみ新基準を準用し加算する。なお、旧基準の場合は、新基準を準用し、竣工現場検査ともに加算する。  
 ※6 ZEH基準の審査を行う場合に限る  
 ※7 フラット35Sの基準項目のうち複数(同一基準項目内で複数のプランを含む)を申請する場合  
 \*各種証明書等:設計・建設住宅性能評価書、BELS評価書、認定低炭素住宅等であることを証する書類、性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類、長期優良住宅であることを証する書類、次世代住宅ポイント対象住宅証明書

(別表第3) 賃貸住宅における手数料

(消費税込み・単位：円)

適合証明の区分		設計検査（1棟あたり、単位：戸）			竣工現場検査（1棟あたり、単位：戸）				
		1～30	31～50	51～	1～10	11～20	21～30	31～50	51～
(1) 基本手数料	単独申請（機構承認住宅（設計登録タイプ）含む）	41,800	59,400	別途見積り	27,500	55,000	82,500	137,500	別途見積り
	建築基準法の確認検査同時申請 ※1	28,600	37,400		16,500	33,000	49,500	82,500	
(2) 割引手数料	自社申請割引（各種証明書等（*）活用 ※2）	-11,000			—				
(3) 加算手数料	断熱構造基準加算								
	賃貸住宅融資（省エネ住宅）								
	断熱等級4以上＋一次エネ等級5以上		1,650/戸			—			
	トップランナー基準								
	賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅）								
	断熱等級3以上		550/戸			—			
	一次エネ等級4以上、建築物エネルギー消費性能基準		1,650/戸						
	まちづくり融資（賃貸住宅）								
	断熱等級2以上/2相当以上		—						
	優良な賃貸住宅基準加算（賃貸住宅融資（省エネ住宅）に限る）								
適用なし		—							
適用あり									
省エネルギー性（下記以外）/耐久性・可変性		—							
ZEH-M Oriented ※3		44,000			—				

※1 九州住宅保証に建築基準法に基づく確認検査を申請し、確認申請と設計検査を同時に審査できる場合、完了検査と竣工現場検査を同時に実施できる場合（同時審査又は同時検査が実施できない場合は「単独申請」となる）

※2 九州住宅保証から交付された各種証明書等（\*）を活用して、断熱構造基準又は優良な賃貸住宅基準を確認できる場合

※3 ZEH基準の審査を行う場合に限る

\*各種証明書等：設計・建設住宅性能評価書、BELS評価書、認定低炭素住宅等であることを証する書類、性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類、長期優良住宅であることを証する書類

(別表第4) 中古住宅(一戸建て等・マンション)における手数料

(消費税込み・単位:円)

適合証明の区分		手数料
(1) 基本手数料	一戸建て等・マンション(フラット35・財形住宅融資・借換融資 ※1)	
	通常申請(建築確認日 S56.6.1以降)	55,000
	耐震評価(建築確認日 S56.5.31以前)	110,000
	適合証明書活用	
	マンション ※2	11,000
(2) 割引手数料	建設住宅性能評価書等(*1)活用割引	-11,000
(3) 加算手数料	フラット35S基準加算	
	フラット35Sなし(借換融資含む)	—
	フラット35Sあり(フラット35維持保全型含む)	
	各種証明書等(*2)活用 ※4	—
	Aプラン/Bプラン/維持保全型/ZEH	別途見積り
	フラット35S基準追加 ※5	55,000

※1 フラット35リノベの手料は別途見積り

※2 マンションを申請する場合で、同一棟内の他住戸の適合証明書を活用して現地調査を省略できる場合(2)割引手数料の適用なし

※3 建設住宅性能評価書等(\*1)を活用して、フラット35技術基準を確認できる場合

※4 各種証明書等(\*2)を活用して、フラット35S技術基準を確認できる場合(ただし、他のフラット35Sの基準項目を申請する場合を除く)

※5 フラット35Sの基準項目のうち複数(同一基準項目内で複数のプランを含む)を申請する場合

\*1 建設住宅性能評価書等:新築時の建設住宅性能評価書、新築時の適合証明書、既存住宅の建設住宅性能評価書

\*2 各種証明書等:建設住宅性能評価書等、認定低炭素住宅等であることを証する書類、基準適住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類、性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類、長期優良住宅であることを証する書類、エコポイント対象住宅証明書、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書、次世代住宅ポイント対象住宅証明書、グリーン住宅ポイント対象受託証明書、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書、

(別表第5) 出張費

(消費税込み・単位:円)

業務拠点からおおよその直線距離	出張費(日当+交通費相当)
20kmまで	—
20~50km	5,500
50~100km	11,000
100~150km	16,500
150km~	16,500+交通費実費相当
島しょ部	16,500+交通費実費相当

※ 出張費は検査員等職員1人・回につき上表を適用する

※ 宿泊を要する場合は1名につき1夜あたり8,800円(消費税込み)を加算する

※ 建設地の最寄りの業務拠点(本社:福岡市中央区、北九州支店:北九州市小倉北区)から建設地を管轄する所管行政庁までのおおよその直線距離で算定する(ただし、建設地の最寄りの検査員等職員が現場検査を実施する場合はこの限りではない)

※ 九州住宅保証に建築基準法の確認検査又は建設住宅性能評価を申請し、中間現場検査又は竣工現場検査と他の検査を同時に実施できる場合は出張費を適用しない(ただし、現場の状況等により同時に実施できなかった場合は出張費を追加加算する)

(別表第6) 再検査の手数料

再検査の手数料は、当該申請の竣工現場検査手数料とする。(ただし、中古住宅は手数料に50%を乗じた額とする。)